

しろがね居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この事業所が行う居宅介護支援事業とは、居宅サービス及びその他の居宅において、日常生活を営むために必要な保健・医療サービス又は、福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、居宅要介護者等の依頼を受けて、心身の状況や置かれている環境等をアセスメントし、その居宅要介護者等及び家族のニーズに見合った居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、その計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、各種サービス事業者又その他の者との連絡調整、便宜の提供を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1） 指定居宅介護支援事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に
応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者
から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （2） 指定居宅介護支援事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立
場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事
業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- （3） 居宅介護支援事業の提供に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支
援事業所、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- （4） 中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行い、専門性の高い人材を確保し、質の高いケ
アマネジメントの実施を図り、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資するよう努める。
そのため介護支援専門員1人当たりの担当利用者数の上限を44人に定める。
- （5） 上記の他居宅介護支援費に係る運営基準減算が適用されないよう努め、『指定居宅介護支援等
の事業の人員及び運営に関する基準』第13条の具体的取扱い方針を遵守する。
- （6） 介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、PDCAサイクルの
構築と推進により、サービスの質の向上に努める。
- （7） 指定居宅介護支援事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家
族に対し、サービス計画等について理解しやすいように説明を行う。
- （8） 指定居宅介護支援事業の提供に当たり、知り得た利用者及び家族個人の秘密については、
守秘義務を厳守する。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 しろがね居宅介護支援事業所
- （2） 所在地 八戸市大字白銀町字堀ノ内6番5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者・介護支援専門員 1名 (常勤兼務)

管理者は、この事業所の管理及び業務の管理を行うとともに、自らも介護支援専門員の職務を行う。

- (2) 介護支援専門員 2名以上 (常勤専従または兼任)

指定居宅介護支援の提供に当たる。

介護支援専門員は、要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日及び年末年始(12月30日から1月3日)は除く。営業日以外で利用者の求めがあった場合、または業務の都合上勤務が必要である場合には振替出勤または休日出勤とする。

- (2) 営業時間 平日午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし夜間休日の緊急時は携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 提供開始に際し、重要事項を記した文書を交付して説明し利用申込者より同意を得る。また、利用者および家族等(以下、「利用者等」)の利便性向上のため、書面で行うことが規定されている交付・説明・同意・承諾・締結等については、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法(テレビ電話装置・電子メール等)により行う。

- (2) 利用者の相談を受ける場所 相談者の自宅又は
第3条に規程する事務所内の相談室

- (3) 各種サービス事業者との連絡、調整

- (4) 使用する課題分析票の種類 インターライ方式(旧 MDS-HC)

- (5) サービス担当者会議の開催場所 利用者の自宅等、テレビ電話装置等の通信機器を使用したオンライン会議

- (6) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上(特段の事情によるもの以外、テレビ電話装置等の活用が可能で国の定める要件に該当する場合は2月に1回)

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときには、利用者の負担はなしとする。

- 2 指定居宅介護支援に要した交通費は無料とする。

(勤務体制の確保)

第8条 利用者に対して、適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、介護支援専門員等の勤務体制を

定める。

- 2 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場における（上司や同僚、利用者やその家族等から受けるもの）ハラスメント対策に取り組む。
- 3 介護支援専門員の質的向上を図るため、研修、研究の機会を年1回以上設ける。

（業務継続計画の策定）

- 第9条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症の予防及びまん延の防止）

- 第10条 事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。
- （1）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（虐待の防止）

- 第11条 利用者の尊厳の保持や、利用者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性の高い虐待の発生又は防止するため次の措置を講じる。
- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針を整備
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

（身体的拘束等の適正化）

- 第12条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（通常の事業の実施地域）

- 第13条 通常の事業の実施地域は、八戸市（南郷区を除く）の区域とする。

（事故発生時の対応）

- 第14条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行う。また、事故の状況及び事故に際して実施した処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発性を防ぐための

対策を講じる。なお、当事業所の介護支援により、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(会計区分)

第 15 条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 16 条 従業者、設備、備品に及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から 2 年間（具体的なサービス内容等の記録については 5 年間）保存する。
- 3 特定事業所加算を算定した場合においては、算定月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2 年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 月以内
 - (2) ケアマネジメントの資質向上のための研修 年 1 回以上
 - (3) 虐待防止に関する研修 年 1 回
 - (4) 業務継続計画に関する研修 年 1 回
 - (5) 感染症予防及びまん延防止に関する研修 年 1 回
-
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。
 - 4 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 18 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社しずく と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日より施行する。

平成 29 年 5 月 1 日 一部改正。

令和 2 年 1 月 1 日 一部改正。

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正。

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正。

令和 6 年 12 月 1 日 一部改正。

令和 7 年 4 月 1 日 一部改正